

第 2 部

基本 計画



但馬「牛まつり」

第1章 人と人との豊かな関係づくり 《自立と協働》

1-1 住民が積極的に社会活動に参加するまちづくり

〈基本方針〉

住民の地域づくりへの参画と住民意向に基づくきめの細かい地域政策を進めるため情報提供を推進するとともに、住民の意見やニーズを的確に把握するため、あらゆる機会をとらえて多様な手段により、意見の聴取を行います。

また、行政情報やビジョンについて住民との共有を進め、情報の公開と説明責任を果たして住民と行政の信頼関係を構築します。

さらに、それぞれの主体の役割分担を明確にし、相互の認識と理解のうえに立って、共通の目的をもった「協働」のまちづくりを進めます。

(1) 行政情報の提供・公開と住民意見の聴取を進めます

〈施策の内容〉

① 住民に分かりやすい情報を提供します

広報・公聴活動の充実や情報の公開と個人情報の保護を図るほか、行政手続の簡素化、透明化を進め、参画と協働によるまちづくりの一層の推進を図ります。

② 住民の声を積極的に聴取します

- 住民の意見やアイデアを常時収集する手段や方法を検討し、町政に生かすしくみを実施します。
- 住民の声を行政に的確に反映するため、支所を本町の地域経営にふさわしい組織・体制にするとともに、地域の課題については、支所において解決する支所機能の確立に努め、意思決定の迅速化を図ります。

(2) 住民の活発な活動を支援します

〈施策の内容〉

① 住民の参画と協働を進めます

- 人と地域を大切にしたまちづくりの基本的な姿勢や理念等の明文化するまちづくり憲章（仮称）の制定をはじめ、まちのC I^{※7}づくり等を話し合う「協働まちづくり委員会」（仮称）などの設置を検討します。
- 住民、特に若い人の積極的参画による開かれた組織づくりと親しみやすい活動の展開を図り、住民参画の輪を広げ、意見やアイデアを町政に生かすしくみを整えます。
- まちづくりに関する研修や人的交流ネットワークの拡充などにより、人材育成を進めます。

② 自主活動団体等を支援します

- 住民と住民の協調、共存を深めるため、各種団体の統合や連携による組織強化、

ボランティア、NPO^{※8}等の育成、支援を推進し、ともに支え合いながら総合力を発揮するまちづくりを進めます。

- 民間の法人や団体の優れた技術や経営感覚をまちづくりに生かすため、団体等と行政のパートナーシップ^{※9}を強化し、それぞれの特性を生かした役割分担のもと、公共と民間の協働体制を強化し、第三セクターや公益法人等も活用しながら、官民一体となったまちづくりを進めます。

(3) 開かれた議会運営を行います

〈施策の内容〉

① 住民の声が届く議会をめざします

住民の代表として地方自治の推進を図る議会活動において、公聴活動等の積極的展開により、広く住民の意識をまちづくりに反映します。

1-2 健全な行財政を運営するまちづくり

〈基本方針〉

行財政の省力化・効率化への対応や住民の求める利便性、迅速性に的確に対応するため、コンピュータネットワークなどによる電子自治体づくりを進めます。

また、基礎自治体として総合的な行政を展開し、地方分権を確立するため、より一層自立性の高い地域社会づくりに努めます。

さらに、広域的な行政を推進するとともに、管理部門の集約化をはじめ広域的視点からの公共施設の有効活用や適正配置等効率的な財政運営による経費節減を行い、将来にわたる安定した行政サービスの提供が可能な財源を確保し、行財政基盤の拡充を進め、地域の持続的発展を図ります。

(1) 効率的な行財政運営を推進します

〈施策の内容〉

① 公正でシステム化した事務処理に努めます

- 事務事業をその内容に応じて明確に区分し、行政組織、機構の改革を推進します。
- 自治体情報の電子化の推進とともに、行政評価制度^{※10}に基づき、業務改善サイクルであるプラン（計画）・ドゥ（実行）・チェック（点検）・アクション（改善）を職員一人ひとりに徹底することを通じて、効果的・効率的な行政運営に努めます。
- 多様化する住民ニーズに的確に対応していくため、公の施設の運営に民間の能力を活用する道を開き、効果的かつ効率的な施設管理をめざします。

② 住民に信頼される事務を行います

職員の政策立案能力の向上を図り、多様化、高度化する行政事務についての的確に対応できる専任の職員配置等による高度な行政サービスの提供に努めます。

③ 行政コストの削減に努めます

「行財政改革大綱」に基づき、職員数の削減や給与の適正化等により、行政コストの削減に結びつく取り組みを進めていきます。

(2) 広域的な行政を推進します

〈施策の内容〉

① 他市町等と連携して事業を進めます

町域を越えた行政需要に対応するため、近隣市町等と連携協力して一部事務組合などによる幅広い広域行政を進め、効率的な事務執行を推進します。

1－3 連携・交流を促進するまちづくり

〈基本方針〉

○ 浜坂・温泉両地域をはじめ小学校区や集落単位等の既存の組織の役割を認識・評価し、区・町内会、婦人会、老人クラブなど住民に身近な分野を中心に、組織の連携や支援に努めます。その方策のひとつとして、学校の統廃合で生じる校舎の有効活用を検討します。

また、従来から地縁的なコミュニティ活動とともに、様々なテーマへの関心で結びついた活動を支援し、きめ細やかで多様な地域コミュニティの育成・充実を図ります。

さらに、子ども、高齢者及び障害者が自立して社会参加ができ、人権を尊重し、こころが通い合う地域コミュニティを生かし、ともに支え合うまちづくりを進めます。

○ 世代を超え、男女共同参画により、近隣やより広域的な地域間連携・交流を促進し、恵まれた自然を生かした地域振興を展開します。

○ 国際的な連携・交流のために、国際的視野をもった人材を育成するとともに、住民・民間レベルでの相互理解の深まり、進展を図るため、伝統ある農林水産業や温泉等の生活文化に育まれた日本のふるさとの特性を生かし、環日本海諸地域等を含めた国際交流の一層の推進に努めます。

(1) 地域コミュニティの活性化を促進します

〈施策の内容〉

① 地域活動の拠点整備を図ります

地域の活動拠点として、県民交流広場事業等を活用した地域コミュニティ活動施設等の整備を支援するとともに、施設の多様な利活用を進めます。

② 地域コミュニティの活動を応援します

既存コミュニティ活動組織の活性化、地域の主体性や地域リーダーづくり、住民一

人ひとりが自己実現のためにボランティア活動等が行える人づくり、そのための施設の充実を行います。

③ 町内における地域間交流を促進します

自治会やコミュニティなどにおける地域活動や、共通の目的をもったグループ活動、さらには異世代・同世代間の交流活動などを通じて、町内における住民同士の交流を促進し、新温泉町民としての一体感の醸成に努めます。

(2) 隣接地域や国内との連携・交流を促進します

〈施策の内容〉

① 他市町等との住民交流を図ります

- 山陰海岸ジオパーク構想の具体化をめざし、京都府、鳥取県、兵庫県の3府県と関係市町等の連携強化を図るとともに、広域観光の推進など地域の活力を高めるまちづくりを進めます。
- 他地域との連携・交流について、友好都市、ふるさと会員とのフレンドリーな交流の推進を図るとともに、地域の資源や歴史・文化を活用し、観光交流や体験学習機能を高めます。

(3) 海外の国と人との連携・交流を促進します

〈施策の内容〉

① 国際的視野をもった住民を育てます

- 国際交流活動をはじめとして、広く海外との交流を促進し、人材、情報、文化など、幅広い交流活動を推進していきます。
- 国際交流協会を中心としたホームステイ等民間交流活動を積極的に支援するとともに、広く住民が交流できるよう、交流機会や活動に関する情報の提供に努めます。

② 外国人が住みやすいまちをつくります

- 在日外国人が地域の一員として産業面や文化面で活動できるよう、地域への参加促進や外国語による情報提供に努めます。
- 案内看板の外国語標記や案内窓口の充実など、来訪される外国人が過ごしやすい環境づくりを推進します。

第2章 安心な暮らしづくり <<安心>>

2-1 災害に強いまちづくり

<基本方針>

広域防災体制との整合を図りながら、「地域防災計画」と「国民保護計画」に基づいて、自主防災会の機能強化、地域防災拠点の整備、備蓄倉庫をはじめ防災資機材等の整備などを進めていきます。

また、住民の生命・財産を守るため、消防施設・車両を整備するとともに、消防団の整備充実及び防災機能の強化に努めます。

(1) 災害に強いまちをつくります

<施策の内容>

① 災害に強い基盤をつくります

災害に対し強い山や川の自然保全、道路や公共施設等の点検・整備を進め、地震等の災害に強い基盤をつくります。

② 住民の防災意識を高めます

災害時における一人ひとりの判断力の育成をはじめ、日常の準備や訓練、自主的な防災組織づくり等の住民の防災意識を高めます。

③ 防災体制を充実します

社会情勢や災害教訓を踏まえた上での防災計画の修正、消防団組織の充実、災害に関連する正確な情報発信等の防災体制を充実します。

④ 消防救急体制を充実させます

増大する消防・救急需要や複雑多様化する各種災害に的確に対処するため、常備消防及び消防団の施設・人員の整備充実を図るとともに、消防車両、防火水槽、消火栓など消防施設の整備を図り、消防力の充実に努めます。

⑤ 「国民保護計画」に基づき、体制を整えます

「国民保護計画」に基づいて、有事に際し、行政機関・地方指定公共機関や消防団など迅速に対応できる体制を整えます。

2-2 安心に暮らせるまちづくり

<基本方針>

「人にやさしい道づくり」として、道路・歩道等の交通安全施設の整備やドライバー、歩行者の交通安全意識の高揚を図ります。

また、消費者を守るために、消費者自身が学習し、消費者を支援できる体制づくりを進めます。

（１）安心に暮らせるまちをつくります

〈施策の内容〉

① 交通事故のない町をめざします

- 交通安全を機会あるごとにPRして、住民と一体となった取組みをします。
- 各集落、PTAなどから要望のあった危険個所について取りまとめ、国・県・警察に改善の依頼し、交通対策委員会で協議を進めるなどの対応により、交通事故のない町をつくります。

② 安心して消費生活ができるまちをつくります

広報、ケーブルテレビ※11等で情報の提供を行って消費者意識の高揚を進め、消費者取引のトラブルを未然に防ぎ、万一被害にあった際の対応等について関係機関及び消費者団体と連携し、安心して消費生活ができるまちをつくります。

２－３ 健康に生きるまちづくり

〈基本方針〉

健康づくりの主役は住民自身です。「自分の健康は自分で守る」を基本に、地域の健康づくりのための住民参加をさらに進め、生活習慣の改善など健康づくりの運動全体を活性化させていきます。

また、住民自らが自分の健康に対する関心を高め、主体的に健康づくりができるような環境整備を積極的に進めていきます。

さらに、「公立浜坂病院医療体制大綱」に基づき、公立浜坂病院において良質かつ適切な医療を効率的に提供し、継続可能な「安心」を確保するとともに、各診療所をはじめ町内医療機関や保健センター、保健福祉センター等とも連携しつつ、住民の健康づくりを地域ぐるみで支えます。

（１）住民自らの健康づくりを支えます

〈施策の内容〉

① 生涯にわたる生活習慣病予防の確立を進めます

メタボリックシンドローム※12などの生活習慣病の予防のためには、健診結果で異常を早期発見するだけでなく、正常な範囲であっても検査値の経年変化に注目することが必要であるので、「健康増進計画」を策定して生活習慣病の予防に取り組めます。

② 保健・医療・福祉・教育機関との機能的な連携により健康づくりを支えます

- がんや心臓病、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病を減少させ、健康寿命を延ばすために、生涯にわたる健康的な生活習慣の確立を支援します。
- 乳幼児期や、学齢期、青・壮・高齢期に応じて、健康を増進し発病を予防する一次予防に重点をおいた健康課題の取組みを住民とともに展開します。
- 生活習慣改善のために食生活、身体活動、タバコ・アルコール、歯の健康などに

ついて施策や事業を実施します。

- 公立浜坂病院・3つの診療所等の効率的な活用と住民の利便性の向上を図り、地域の実情に応じた医療サービスを提供するため、県や郡医師会・歯科医師会、町内医療機関とともにかかりつけ医の活動の充実を図ります。

2-4 安心して子育てができ、高齢者や障害者等が暮らせるまちづくり

〈基本方針〉

- 地域福祉力の向上、地域包括体制の整備や自立支援サービスの充実、利用しやすい福祉サービスの整備、安心して出かけることができる環境づくりなどを進めていきます。
- 人口減少と高齢化が同時に進行する中で、「次世代育成支援行動計画」に基づいて、子どもを生み育てやすい環境づくりをめざし、保育サービス等の充実を図るとともに、企業等の協力を得て、育児休暇制度等が活用・取得できる地域づくりなど子育てを地域全体で支援していきます。
- 「高齢者保健福祉計画」「障害者福祉計画」等に基づく介護サービス等の充実により、高齢者や障害者等が自立して、安心して暮らせるように支援します。
- 一人暮らし高齢者や障害者の緊急事態における不安を解消し、生活の安全を確保するとともに地域での見守りや支え合いなど連携と協働による地域づくりを形成するため、住民の参加・参画による福祉のまちづくりを進め、地域のふれあい、支え合い活動を推進します。

(1) 安心して子育てができ、高齢者や障害者等が暮らせるまちをつくります

〈施策の内容〉

① 地域福祉の充実に努めます

多様化した福祉ニーズに応えるため、社会福祉協議会を地域に密着した在宅福祉サービスを提供する中核的組織と位置づけ、協働することで住民参加型の幅広い活動を展開しながら、地域の福祉サービスの充実を推進します。

② 仕事と子育ての両立支援に努めます

- 多様な保育ニーズに対応し時間外保育や、休日保育の検討など保育サービスの充実、また、浜坂地域の幼保一体化・一元化に取組み、すでに運用を開始している温泉地域のふれあいセンター「ゆめっこランド」とあわせ、「幼児教育の拠点」として充実を図ります。さらに、児童館の設置について検討します。
- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という理念のもとに、自治会活動や地域での青少年育成活動等との連携を強化するとともに、高齢者と地域の子どもたちとのふれあいの場の創出等、世代間交流を含めた地域交流活動を実施します。
- それぞれの家庭が自立した生活が営めるよう子育ての経済的な負担を軽減するた

めに、医療や手当等各種支援制度の充実について国、県へ要請をし、また連携しながら、子どもを持つ家庭への支援を実施します。

- 一人親家庭等の生活安定、自立促進を図るため、相談・指導体制の充実、各種制度の周知・活用を進めます。
- 要保護児童対策地域協議会により関係機関と連携して、児童虐待防止対策を進めます。

③ 高齢者等が安心して暮らせるように支援します

- 一人暮らし高齢者や障害者の緊急事態における不安を解消し、生活の安全を確保するため緊急通報システムの普及に努めます。
- 高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち充実したところ豊かな生活が送れるように、老人クラブなどの仲間づくりやさまざまな人々との交流、シルバー人材センター等能力と経験を生かした就労や積極的な社会参加の場の創出に取り組んでいきます。

④ 介護サービスで高齢者が自立できるよう支援します

- 民間と連携しながら、高齢者福祉施設や特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホームの整備充実を図ります。
- 地域包括支援センターを中核機関として、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくための、様々なニーズに対して必要な支援を包括的に提供していきます。
- 生活機能の低下を視点とした介護予防を推進し、要介護状態の発生を防ぐとともに地域で安心して暮らせるように、いきいきサロン等の支援をはじめ介護予防と総合相談支援、家族介護支援など、より効果的で継続的なマネジメントを充実していきます。

⑤ 障害者等が自立できるよう支援します

- 障害を早期に見出し、適切な療育を実施することにより、乳幼児期における成長、発育の促進に努めます。
- 障害者へのホームヘルプサービス、外出時の移動介護など在宅サービスの充実を図り、障害者が地域で安心して生活できるよう支援します。
- 医療機関でのリハビリ、デイサービス事業での機能回復訓練や訪問リハビリなど健康福祉事務所や一般開業医、介護保険事業者との連携も図り、地域における医学的リハビリテーション※¹³・サービスの効果的な提供について体系化を進めます。
- 精神障害者の地域生活を支援するため、町と県健康福祉事務所が連携をとり、相談体制の強化に努めます。

⑥ 高齢者や障害者への理解を深める教育を充実します

- ノーマライゼーション※¹⁴の理念を踏まえ、誰もが歳をとりまた誰もが障害をもつ可能性があるという認識のもと、障害等に対して正しい理解を深めるため、積極的に広報、啓発活動など推進します。
- 子どもから大人まで広く参加できる学習体験やボランティア活動、地域福祉活動の機会の充実に努めます。

第3章 ころ豊かな人づくり <<誇り・生きがい>>

3-1 人権が尊重されるまちづくり

<基本方針>

人権尊重については、さまざまな差別の解消にむけて差別の実態を把握するとともに、同和問題をはじめとするあらゆる差別に対する人権学習の場を関係諸団体の協力を得て、学校教育、社会教育及び家庭、地域、職場などあらゆる機会を通じて、広く意識啓発を行います。

また、自立した男女があらゆる分野において、共に参加・参画することのできる男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画社会プラン」を策定して啓発と環境づくりを推進します。

(1) 人権を尊重したまちづくりを進めます

<施策の内容>

① 人権問題の解消に向けた推進体制を確立します

人権教育・啓発推進体制を充実し、指導者の育成とともに、人権相談・人権ネットワーク体制の充実を図ります。

② 人権意識の高揚に向けた啓発活動を行います

人権の正しい理解と認識を深めるために、教育活動全体を通して人権学習会を積極的に開催し、住民の人権意識の高揚を促進します。

(2) 男女共同参画社会づくりを進めます

<施策の内容>

① 男女共同参画のまちづくりを推進します

- 男女が共にあらゆる分野に参画し、その個性や能力を発揮できる環境づくりを進めます。
- 行政の審議会・委員会などへの女性登用に積極的に取り組み、男女が共に家庭生活における活動と他の活動が両立できる環境づくりを進めます。

3-2 次世代の担い手を育成するまちづくり

<基本方針>

- 学校教育に地域住民が参画し、学校ボランティア活動を推進するため「いきいき学校応援団」を活用するとともに、児童生徒を対象とした芸術文化に関する「ふるさと文化いきいき教室」を開催するほか、すべての学校でオープンスクール事業等を実施し、保護者や地域住民との信頼関係を深め積極的に情報提供し開かれた学校

づくりを推進します。

- 青少年が創造性を育み、社会性と豊かな人間性を身につけることができるよう多様な活動のできる環境づくりに努めます。
- 創造性を伸ばすとともに、生きる力を育む教育の推進し、信頼される学校づくりを進めます。
- 若者の自主・自立性を発揮することにより、自己決定・自己責任の原則のもと、少子高齢化や多様化する住民ニーズに対応するため、引き続き若者の定住化と次世代の担い手の育成について、効果的な対策を検討します。

（１）家庭・地域・学校の連携による教育環境をつくります

〈施策の内容〉

① 住民参加による教育環境の充実を図ります

地域社会をフィールドとした「トライやるウィーク」の実施とともに、オープンスクールの実施などによる学校情報の積極的な公開を行います。

② 参加・体験型学習の充実を図ります

海と山に学ぶ自然学校の推進等の体験学習、総合的な学習による全校生やグループでの学習機会の拡充を進めるなど、特色ある学校づくりや教育内容の多様化に努めます。

（２）青少年が健全に育つ環境づくりを進めます

〈施策の内容〉

① 青少年を取り巻く環境整備を図ります

地域全体で子育てに取り組むため、優れた指導者や組織の育成に努めるとともに、家庭や地域の教育力を高め、大人自ら学ぶ場づくりを進めます。

② 児童の健全育成を図ります

放課後の学童の安全で健やかな居場所づくりを推進するなど、児童の健全育成を図ります。

（３）学校教育環境の充実を図ります

〈施策の内容〉

① 通学環境の改善に努めます

② 教育施設の整備・改善を図ります

- 幼年人口の推移と園児、児童、生徒数の適正規模を考慮し、地域住民の理解と合意形成のもとに小学校の統廃合の検討、幼稚園と保育所の連携強化に取り組みます。
- 学校施設の耐震化など小中学校の施設整備等教育環境の充実に努めるとともに、より安全面に配慮した施設整備を行います。

③ 教育環境の整備・指導体制の充実を図ります

- 問題解決型学習の導入や教材・教具の開発などを通じて、基礎・基本となる学習内容の定着と、確かな学力の向上に努めます。
- 新学習システムや選択履修、総合学習の展開など、個々の興味や適性に応じた学習指導を行います。
- 国際理解教育、環境教育など時代の要請に基づく教育課題に適切に対応していきます。
- 地域の発展を担う人材育成、若者定住を促進するため、高等教育機関等の立地やまちづくり協定の締結に向けて関係機関との連携強化を図ります。

④ 健康管理・食環境の改善を図ります

海の幸や山の幸等豊かな食文化を育む食育や給食指導によって健康教育の充実を図ります。

(4) 郷土への理解と愛着を育みます

〈施策の内容〉

① ふるさとを愛する次世代の担い手を育成します

地域の歴史や文化、産業などを学ぶふるさと教育や自然とのふれあいを通して、郷土への理解と愛着を育むとともに、若者が町に誇りを持ち、さまざまな地域活動に参加・貢献できるよう支援します。

3-3 生きがい・楽しみ・誇りづくり

〈基本方針〉

- 数多くの歴史・文化遺産の保護・保存・活用を図り、特色ある地域文化の創造と振興を図ります。
- 芸術・文化イベント、文化交流等を積極的に推進することにより、地域の総合力や魅力を高め、感性豊かな人を育てる風土を醸成します。
また、住民が自分の意思に基づいて主体的に取り組む「学習」活動を支援します。
- 住民が生涯を通じて、いつでも自由に学習できる機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築をめざします。

(1) 地域の歴史文化を守り、育みます

〈施策の内容〉

① 地域文化の継承と創造を図ります

歴史・文化遺産を保護・継承するとともに、新たな地域文化の創造を図ります。

② 郷土文化の保護・保存・活用を図ります

郷土文化の価値を明らかにし、その保護・保存を図るとともに、その活用に努めます。

また、住民の保護意識の高揚に努めます。

③ 歴史的景観の保護・保存・活用を図ります

町内に残る特徴的な歴史的景観地区の整備、活用に努めます。

(2) 芸術や文化を育みます

〈施策の内容〉

① 芸術・文化団体を育成・支援します

芸術・文化活動組織の活動を支援し、リーダーの育成を図ります。

② 住民の芸術・文化の鑑賞と創作活動を促進します

住民が優れた芸術や文化に接する機会や住民自らが発表する場を提供することにより、質の高い芸術文化を育て、日常生活に密着した創作活動の芽を育みます。

③ 地域における世代間交流を推進します

地域における世代間・地域間交流を深め、豊かな人間形成と地域づくりを促進します。

(3) 楽しみや生きがいを感じる学習・スポーツの場や機会をつくります

〈施策の内容〉

① 生涯学習のための推進体制を確立します

○ 「だれでも・いつでも・どこでも」学習できる生涯学習のための推進体制を確立するとともに、公民館を中心として家庭、青少年、成人、女性、高齢者、障害者など、それぞれ住民のニーズに応じた各種教室や講座の充実を図ります。

○ 地域における生涯学習の拠点として、地区公民館活動の充実を図ります。

② 生涯学習施設の整備充実を図ります

生涯学習関連施設の整備充実を図ります。特に、住民の自主学習施設として図書館機能の充実とネットワーク化を進め、利用者の立場に立った図書館の利便性の向上に努めます。

③ 住民のスポーツ振興を推進します

○ 住民自らが自由に参加できる住民主導型の地域スポーツクラブを支援します。

○ 住民が自らの体力や年齢に応じた健康づくりをはじめ、あらゆるスポーツに親しむことができる生涯スポーツの普及に努めます。

○ グラウンドゴルフを媒介にした都市との交流の推進を図るため、専用のグラウンドゴルフ場を整備します。

④ 住民のスポーツ指導体制を確立します

スポーツ関係団体と連携し、生涯スポーツの指導者養成や地域スポーツクラブ等団体の育成を支援します。

第4章 豊かな地域産業づくり <<活力>>

4-1 産業間の連携と人材を育成するまちづくり

<基本方針>

子育てや介護環境、雇用環境の整備を進め、後継者育成などにシルバーパワーの発揮される地域づくりを推進するとともに、酒造従事者の技能の研鑽や後継者確保への支援を行い、能力発揮の場の確保に努めます。

また、商店街では空き店舗の有効利用を図り、年間130万人に達する観光客に対応した街並み、店舗づくりとともに、多様なビジネスの育成、支援を推進します。

(1) 人材を育成し、地域産業を元気にします

<施策の内容>

① 産業技術を伝承し、後継者を育成します

酒造など伝統産業技術の後継者育成に努めます。杜氏館等において、観光・交流資源として伝統技術を活用し、また後継者育成を進める団体を助成します。

② 企業を誘致し、雇用を促進します

○ 求人情報などの収集・提供体制を充実させることにより、多種多様な雇用機会の拡大に努めます。また、子育て・介護環境の整備とともに企業誘致を図り、雇用を確保します。

○ 製造業に限らず、コールセンターなど本町の情報通信基盤を活用した事業所の誘致を図ります。

③ 各種団体を育成・連携し、産業を活性化します

○ 商工会や観光協会など、地域振興の担い手となる団体を育成し、連携を図ります。

○ 高速情報通信基盤を活用して、SOHO※¹⁵・サテライトオフィス※¹⁶の検討を図ることをはじめ、環境共生的な企業誘致や地域福祉と連携したコミュニティビジネス※¹⁷などにより、産業の活性化をめざします。

4-2 自然活用型産業を振興するまちづくり

<基本方針>

○ 水田や山林は単に生産手段にとどまらず、水源の涵養、洪水調節、崩壊防止などの国土保全、森林浴のできる保養の場として、多面的・公益的な機能をもっています。今後は農地の流動化など経営基盤の強化と集落営農の更なる推進に努めるとともに、グリーンツーリズム等交流事業と連携し、農業振興を図り、これらの機能を維持します。

○ J A等関係団体と連携し、主産物である米、野菜、果樹栽培の有機化の推進によるブランド化の確立、産地直送品や加工品などの新たな特産品づくりを進め、朝市

等生鮮製品の直販体制を推進します。

- 町内の海岸には磯釣りや船釣りを目的とする他地域からの来訪者が増えつつあります。今後は体験交流のための来訪者を含めた遊魚センター等の受入れシステムを充実させ、水産業においても観光・交流・レクリエーション産業との連携を進めます。
- 畜産業においては、子牛生産から肥育・食肉販売までを行う地域内一貫生産・販売の体制づくりに努めます。
- 地域製品の販路を拡大し地域の雇用を創出するため、農林水産物の加工・特産品化を推進します。

また、地域内の産品を地域で流通させるしくみを充実させ、地域での「ヒット商品」を生み出します。「浜坂」「温泉（湯村）」の漁港や温泉のイメージを有効に活用し、町内産品のブランド力アップを推進します。

（１）生産基盤や体制を整えます

〈施策の内容〉

- ① 農業経営基盤を強化し農地を保全します
 - ほ場整備を推進します。
 - 農地の流動化及び集落営農を推進します。
 - 有害鳥獣対策を充実します。
- ② 林道等の林業生産基盤を充実させます
 - 林道の整備を進め、また既存林道の維持管理を行います。
 - 山林を適切に管理し災害に強い森をつくります。
 - しいたけやワサビ等の林産物生産の振興を図ります。
- ③ 漁港の整備と漁業資源の管理・育成に努めます
 - 漁港整備を進めます。
 - 漁場の造成や種苗放流・魚礁等の調査を進めます。
 - アユやヤマメ、サクラマスなど、岸田川の漁業資源を守り育てます。
- ④ 「但馬牛」の生産から肥育までの一貫生産体制を整えます
 - 利子補給や流死産共済等を充実させ、経営の安定化を図ります。
 - 共進会等を開催し、高品質の牛の生産を奨励します。

（２）産品の付加価値を高め、販路を拡大します

〈施策の内容〉

- ① 地域特産物の開発を支援します
 - 畜産と耕種農業を結びつけた「但馬牛」ブランド農産物の開発、「浜坂のマツバガニ」と「湯村の温泉」のブランドイメージを結び付けた情報発信など、地域産品

のブランド化を推進します。

- 農林水産物の地域内消費や、加工による特産品開発を推進し、アンテナショップ^{※ 18}やインターネット販売などの産直流通体制を整えます。

4－3 交流型産業を振興するまちづくり

〈基本方針〉

- 豊富な自然資源を単に日帰り型観光資源として提供するのではなく、滞在型の保養、宿泊基地としての魅力とリンクさせるよう、既存の観光資源の活用度を高めます。温泉や海水浴だけでなく、自然体験、歴史学習等、自然資源を多面的に活用するための施設整備やイベント企画を進め、都市部へ情報発信するとともに、東アジアをはじめ海外からの観光客も視野に入れた観光地をめざします。
また、景観形成事業など、50年、100年先を見据えた「まちづくり」を住民の参画により進め、住民自らが町の価値を高めていきます。
- 観光事業への地域住民の参画の度合いを高めることで、地域の総合力を高めるとともに、農漁村の体験交流事業を観光メニュー化するなどホスピタリティとオリジナリティを迫及し、交流事業のより一層の広がりを図り、交流人を増大させます。
- 観光、交流、定住を一つの流れとして捉え、「定住促進」を目的とした交流事業を実施します。本町を訪れ、単に自然資源を消費するだけの交流人ではなく、地域と協働してまちづくりに取り組む交流人の定住化をめざします。
- 各戸への配湯など、温泉地らしい自然環境に優しい本町的生活スタイル、都市住民の懐かしいふるさととしてのイメージをアピールし、「訪れて良し、住んで良し」まちを推進します。

（１）魅力あふれる観光地をつくります

〈施策の内容〉

① 観光資源を整備・充実・活用します

道の駅をはじめ自然資源を高度に活用した施設整備、町並みや海岸、山岳、田園の景観整備など、あらたな観光資源を整備します。

② 観光組織の構築と連携を図ります

- 観光協会等と町との連携による一体的な観光事業を展開するとともに、広域的な連携を推進します。
- それぞれの地域において多様な観光プログラムを展開できるようにするため、指導者を確保、育成していくほか、カニソムリエをはじめ体験観光インストラクター、観光ボランティアガイドなどを育成し、地域全体としてのもてなしの心を育みます。

③ 観光施設のネットワーク化を図ります

観光施設を最大限活用するため、多様化する来訪者のニーズに応えられる各観光資

源・施設間の新たなルート設定など点から線、さらに面へと結びつけるネットワークを構築していきます。

（２）交流事業を充実し、ブランド化します

〈施策の内容〉

① 魅力ある交流イベントを開催します

住民の参画と協働による全町的に連携の図れるイベントを開催することによって、住民の一体感を高めるとともに、新たな観光客・リピーターを増やします。

（３）定住を促進し、後継者・担い手を育成します

〈施策の内容〉

① 若年層の定住化と団塊の世代※¹⁹等の受入れを図ります

各産業の後継者確保や担い手の育成、雇用対策の充実により、若者の定住促進を図ります。また、ＵＩＪターン受入れ体制の拡充を図るため、農地付住宅の整備・分譲、空き家の期限付き町営住宅化等、受け皿となるハードを整備します。

（４）観光情報を発信します

〈施策の内容〉

① 都市部への情報発信を充実します

- マツバガニやホタルイカ等の水産資源と山岳、溪流など、浜坂・温泉両地域の観光資源を関連づけた情報とともに、環境省「国民保養温泉地」の指定を生かした健康交流都市の創造拠点としての情報の発信を充実します。
- 町・観光関連団体・地域住民や町の観光大使との連携によって観光情報の共有を図るとともに、ホームページを通じたタイムリーで質の高い観光情報の発信と、わかりやすく便利な体験交流ガイドブックを作成します。

4－4 商工業を活性化するまちづくり

〈基本方針〉

地域雇用を担う商工業の育成に努め、サービスや技術力を高める産業活動の活性化の促進、地域資源の高付加価値化あるいはニッチ産業※²⁰など新分野進出のための情報提供、産学官連携、研究開発等の支援を推進します。

また、高齢社会や情報社会を踏まえ消費者ニーズに対応した機能的な商業環境づくりや地域コミュニティを生かしたしくみづくりなどを進めるとともに、商工会の運営を強化し、経営指導の拡充、各種資金制度の活用や地域内購買促進対策等により、こだわりや個性のある経営、にぎわいとふれあいの機能を高め、活力ある商店街形成を推進します。

さらに、水産加工業をはじめ製造業の生産性向上のための設備投資、新技術導入、開発についての支援に努めます。

（１）商店街や地域の中小企業を活性化します

〈施策の内容〉

① 商店街を活性化します

商工業の活性化に向けて、商工会との連携を図りながら、経営者の経営力向上や空き店舗の多面的活用などに取り組みます。

② 中小企業を活性化します

融資制度や産学官連携等の積極的活用により、地元企業の経営基盤強化や新たな技術開発・商品開発を支援します。



リフレッシュパークゆむら
四季風呂



古代船イベント

第5章 住みたくなる環境づくり <<快適・生活環境>>

5－1 自然を守り育てるまちづくり

<基本方針>

森林・農地の有効活用と適正な保全管理は、本町にとって重要な課題であり環境へ配慮しながら生産基盤の強化を図ります。

また、自然景観の保全について、慣れ親しんできた森林、田畑、河川、海岸環境の機能維持と景観保全活動を促進します。

(1) 森林・水辺・田園環境づくりを進めます

<施策の内容>

① うるおいのある森林づくりを進めます

森林の公益的機能を高め、健全な森づくりを推進するため、間伐を促進し、森林技術者の確保に努めます。

② 松くい虫被害の予防と早期駆除をします

飛砂防備保安林の浜坂県民サンビーチ松林をはじめとする松枯れを防ぎ、被害の蔓延を防ぎます。

③ 恵みのある農地を保全します

農業生産の維持を図りながら、耕作放棄の発生を防止し、水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能を確保します。

(2) 自然公園としての保全や活用を進めます

<施策の内容>

① 貴重な自然環境を保全します

山陰海岸国立公園や上山高原エコミュージアム※²¹等において、各種住民団体と行政が協働して自然環境保全や資源の活用に努め、災害に強く、人と自然が共生したまちづくりを進めます。

5－2 快適な生活ができるまちづくり

<基本方針>

○ 豊かな自然環境のなか、快適で利便性の高い生活が営め、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、季節感、生命感あふれる多彩な自然と人々が共生できる、美しく、うるおいのある郷土づくりを推進します。

○ 住民生活の利便性、快適性、安全性の向上に努め、都市構造の強化、発展に積極

的に取り組みます。

また、豊かな自然環境を生かしながら、個性と特色ある浜坂・温泉両地域の優れた特性を発揮し、均衡ある発展を図るため、2つの「ふるさと核」を拠点として機能性の高い都市基盤づくりを進めます。

- 交通手段の多様な地域づくりを図るとともに、集落内道路の整備や幹線道路の拡幅改良、防災、防雪等による安全性、利便性の向上を図ります。
- 上水道・簡易水道は計画的な改良を行い、安全で安心な水道水の供給に努めます。
- 「情報化計画」に基づいて、ケーブルテレビ事業を浜坂地域に延伸するなど地域情報基盤の整備促進に努めます。

(1) 安らぎのある生活空間を生み出します

〈施策の内容〉

① 美しいまちづくりを進めます

アドプトプログラム^{※22}、ボランティアサポート等の活動を支援し、海岸部をはじめ地域の環境美化に努めるとともに、魅力ある景観の創出を住民参加で進めます。

② 憩いのある公園づくりを進めます

安らぎとコミュニティ形成の場とするとともに、近隣地域との連携・交流を図るために、公園緑地等を維持し、うるおいとやすらぎのある生活空間の整備を進めます。

また、個性的な公園・緑地の創造につながる、住民による地域の緑化活動を支援します。

③ 土地利用を明確化します

町域の明確化を図るため、地籍調査を進めます。

(2) 市街地の整備を進めます

〈施策の内容〉

① 中心市街地の活性化を進めます

浜坂駅南北自由通路整備の検討をはじめ駅周辺の整備、市街地の再整備、ポケットパークの整備など防災にも配慮した良好な市街地形成を図ります。

② 新市街地を整備します

地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道のインターチェンジの誘致をふまえた周辺の整備及びアクセスを検討します。

③ 土地区画整理を進めます

秩序ある市街地形成を進めるため、適正な土地利用の誘導を図り、立地条件や交通体系に応じた土地区画整理を進めます。

（３）人に優しい交通体系の整備充実を図ります

〈施策の内容〉

① 交通手段の多様化を図ります

公共交通網を充実するために、安全性・定時制確保のための余部橋梁架替事業の推進、バス路線の効率的かつ利便性のある運行の検討、但馬空港・鳥取空港の利用促進、湯村温泉ヘリポートの活用促進等を進めます。

② 安全で効率的な道路網を整備します

防雪・災害防除等の安全施設の整備と拡幅改良等を積極的に進め、一層の利便性と安全性の向上を図ります。

（４）上・下水道を充実します

〈施策の内容〉

① 安全で安定的な水道水を供給します

老朽化した水道施設の改良整備を行うとともに、安定供給と水質向上を図ります。
また、非常時の飲料水確保のための体制を確立します。

② 生活排水の浄化に努めます

良好な水環境の保全と生活環境の改善に向け、集合処理区域の接続率の向上と小型合併処理浄化槽の促進を図るとともに、生活排水処理施設の整備を推進します。

（５）情報・通信基盤の整備を進めます

〈施策の内容〉

① 地域情報基盤の整備と充実を進めます

- 2011年の地上テレビ放送のデジタル化※²³に向けてケーブルテレビのデジタル対応と全町域へのケーブルテレビ網整備計画等の整備促進に努めます。
- 民放ラジオ放送の難聴エリアや携帯電話の不通話エリア等の解消対策を電気通信事業者と連携しながら進めます。

5－3 地球環境に優しいまちづくり

〈基本方針〉

地球規模の環境破壊が社会問題となっている現状で、環境への負荷を低減することは、生活する上でのもっとも基本的な課題であり、日常生活で住民一人ひとりの取組みを充実します。

また、ごみの再資源化に努めるとともに、省資源・省エネルギー対策、新エネルギー導入を進めます。

（１）環境への負荷を低減します

〈施策の内容〉

① ごみの減量化を進めます

- 住民・事業者との協働による５Ｒ運動※²⁴の展開を図り、ごみの分別による資源化や減量化に努めます。
- 新温泉町発足宣言「まち小ざれい！」等の環境再生に向けた住民の自主的活動を支援します。

② ごみを適正に処理します

北但地域の関係市町と連携して、環境に配慮した高度なごみ処理施設の整備を図ります。

③ 公害防止を進めます

公害監視に努め、ごみの不法投棄などを未然に防ぎます。

（２）限りある資源を有効に活用します

〈施策の内容〉

① ごみの資源化を進めます

ごみの資源化を推進し、地域住民が行う資源ごみ回収運動を奨励します。

② 省資源・省エネルギーや新エネルギー導入を進めます

ISO14001※²⁵の思想・取り組み手法を本庁・支所で実施し、環境マネジメントシステムの構築を進めます。また、風力等の新エネルギー導入を検討します。

③ 温泉を保護し、有効に活用します

98℃の熱泉と豊富な湯量を誇る湯村温泉をはじめとする温泉資源の適正な管理と保護に努め、浜坂市街地における温泉各戸配湯事業等により有効利用を図ります。

(付表) まちづくりの施策体系表

政策	施策	単位施策	基本事業
1、人と人との豊かな関係づくり	1-1 住民が積極的に社会活動に参加するまちづくり	(1)行政情報の提供・公開と住民意見の聴取を進めます	①住民に分かりやすい情報を提供します ②住民の声を積極的に聴取します
		(2)住民の活発な活動を支援します	①住民の参画と協働を進めます ②自主活動団体等を支援します
		(3)開かれた議会運営を行います	①住民の声が届く議会をめざします
	1-2 健全な行財政を運営するまちづくり	(1)効率的な行財政運営を推進します	①公正でシステム化した事務処理に努めます ②住民に信頼される事務を行います ③行政コストの削減に努めます
		(2)広域的な行政を推進します	①他市町等と連携して事業を進めます
	1-3 連携・交流を促進するまちづくり	(1)地域コミュニティの活性化を促進します	①地域活動の拠点整備を図ります ②地域コミュニティの活動を応援します ③町内における地域間交流を促進します
		(2)隣接地域や国内との連携・交流を促進します	①他市町等との住民交流を図ります
		(3)海外の国と人との連携・交流を促進します	①国際的視野をもった住民を育てます ②外国人が住みやすいまちをつくります
2、安心な暮らしづくり	2-1 災害に強いまちづくり	(1)災害に強いまちをつくります	①災害に強い基盤をつくります ②住民の防災意識を高めます ③防災体制を充実します ④消防救急体制を充実させます ⑤「国民保護計画」に基づき、体制を整えます
	2-2 安心に暮らせるまちづくり	(1)安心に暮らせるまちをつくります	①交通事故のない町をめざします ②安心して消費生活ができるまちをつくります
	2-3 健康に生きるまちづくり	(1)住民自らの健康づくりを支えます	①生涯にわたる生活習慣病予防の確立を進めます ②保健・医療・福祉・教育機関との機能的な連携により健康づくりを支えます
	2-4 安心して子育てができ、高齢者や障害者等が暮らせるまちづくり	(1)安心して子育てができ、高齢者や障害者等が暮らせるまちをつくります	①地域福祉の充実に努めます ②仕事と子育ての両立支援に努めます ③高齢者等が安心して暮らせるように支援します ④介護サービスで高齢者が自立できるよう支援します ⑤障害者等が自立できるよう支援します ⑥高齢者や障害者への理解を深める教育を充実します
3、こころ豊かな人づくり	3-1 人権が尊重されるまちづくり	(1)人権を尊重したまちづくりを進めます	①人権問題の解消に向けた推進体制を確立します ②人権意識の高揚に向けた啓発活動を行います
		(2)男女共同参画社会づくりを進めます	①男女共同参画のまちづくりを推進します
	3-2 次世代の担い手を育成するまちづくり	(1)家庭・地域・学校の連携による教育環境をつくります	①住民参加による教育環境の充実に図ります ②参加・体験型学習の充実に図ります
		(2)青少年が健全に育つ環境づくりを進めます	①青少年を取り巻く環境整備を図ります ②児童の健全育成を図ります
		(3)学校教育環境の充実に図ります	①通学環境の改善に努めます ②教育施設の整備・改善を図ります ③教育環境の整備・指導体制の充実に図ります ④健康管理・食環境の改善を図ります
		(4)郷土への理解と愛着を育みます	①ふるさとを愛する次世代の担い手を育成します
	3-3 生きがい・楽しみ・誇りづくり	(1)地域の歴史文化を守り、育みます	①地域文化の継承と創造を図ります ②郷土文化の保護・保存・活用を図ります ③歴史的景観の保護・保存・活用を図ります
		(2)芸術や文化を育みます	①芸術・文化団体を育成・支援します ②住民の芸術・文化の鑑賞と創作活動を促進します ③地域における世代間交流を推進します
		(3)楽しみや生きがいを感じる学習・スポーツの場や機会をつくります	①生涯学習のための推進体制を確立します ②生涯学習施設の整備充実に図ります ③住民のスポーツ振興を推進します ④住民のスポーツ指導体制を確立します

政策	施 策	単 位 施 策	基 本 事 業
4、豊かな地域産業づくり	4－1 産業間の連携と人材を育成するまちづくり	(1)人材を育成し、地域産業を元気にします	①産業技術を伝承し、後継者を育成します ②企業を誘致し、雇用を促進します ③各種団体を育成・連携し、産業を活性化します
	4－2 自然活用型産業を振興するまちづくり	(1)生産基盤や体制を整えます	①農業経営基盤を強化し農地を保全します ②林道等の林業生産基盤を充実させます ③漁港の整備と漁業資源の管理・育成に努めます ④「但馬牛」の生産から肥育までの一貫生産体制を整えます
		(2)製品の付加価値を高め、販路を拡大します	①地域特産物の開発を支援します
	4－3 交流型産業を振興するまちづくり	(1)魅力あふれる観光地をつくります	①観光資源を整備・充実・活用します ②観光組織の構築と連携を図ります ③観光施設のネットワーク化を図ります
		(2)交流事業を充実し、ブランド化します	①魅力ある交流イベントを開催します
(3)定住を促進し、後継者・担い手を育成します		①若年層の定住化と団塊の世代等の受入れを図ります	
	(4)観光情報を発信します	①都市部への情報発信を充実します	
	4－4 商工業を活性化するまちづくり	(1)商店街や地域の中小企業を活性化します	①商店街を活性化します ②中小企業を活性化します
5、住みたくなる環境づくり	5－1 自然を守り育てるまちづくり	(1)森林・水辺・田園環境づくりを進めます	①うるおいのある森林づくりを進めます ②松くい虫被害の予防と早期駆除をします ③恵みのある農地を保全します
		(2)自然公園としての保全や活用を進めます	①貴重な自然環境を保全します
	5－2 快適な生活ができるまちづくり	(1)安らぎのある生活空間を生み出します	①美しいまちづくりを進めます ②憩いのある公園づくりを進めます ③土地利用を明確化します
		(2)市街地の整備を進めます	①中心市街地の活性化を進めます ②新市街地を整備します ③土地区画整理を進めます
		(3)人に優しい交通体系の整備充実を図ります	①交通手段の多様化を図ります ②安全で効率的な道路網を整備します
		(4)上・下水道を充実します	①安全で安定的な水道水を供給します ②生活排水の浄化に努めます
		(5)情報・通信基盤の整備を進めます	①地域情報基盤の整備と充実を進めます
	5－3 地球環境に優しいまちづくり	(1)環境への負荷を低減します	①ごみの減量化を進めます ②ごみを適正に処理します ③公害防止を進めます
		(2)限りある資源を有効に活用します	①ごみの資源化を進めます ②省資源・省エネルギーや新エネルギー導入を進めます ③温泉を保護し、有効に活用します

※1 “自然と人間のかかわり”

ユネスコ地球科学部門のプログラムである「ジオパーク」の説明である、「“自然と人間のかかわり”をテーマとした地質、岩石、地形の公園」から引用しています。

※2 広域的な地域連携軸

日本海国土軸及びT・TAT地域連携軸とする。

日本海国土軸

町のなかに国道178号と9号の交通軸を持ち、2路線を連結する主要地方道浜坂井土線で連携・交流の強化を図ることができる。さらに、この交通ネットワークは災害時のリダンダンシー機能（自然災害等による障害で全体が機能不全にならないよう、交通ネットワークを多重化すること）の強化や緊急時における遮断路線の代替となる迂回ルートを確保する等日本海国土軸の形成に寄与する。

T・TAT地域連携軸

丹後・但馬から阿波、土佐にかけて、諸機能の充実とそれぞれの連携の強化によって、地域の活性化、日本海から太平洋にかけての様々な交流の活発化を図る地域連携軸。T・TATの名称は各地域のローマ字表示の頭文字をつないだもの。「21世紀の国土のグランドデザイン」（平成10年3月 国土庁）を踏まえた「近畿圏基本整備計画」（第5次）（平成12年3月）の戦略的な連携軸の一つとして位置づけされている。

※3 D I D地区

D I Dとは、Densely Inhabited Districtの略。

国勢調査の集計の為に設定される統計地域で、人口密度が40人／ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。

※4 ユニバーサルデザイン

あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすること。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想。

※5 スローライフ

スピードや効率を重視した現代社会とは対照的に、ゆったりと、マイペースで人生を楽しもうというライフスタイル。人々の価値観や生き方は多様であることを前提に、効率性や機能性一辺倒のライフスタイルを見直し、暮らしのスローな部分に光を当てることにより、地域の自然をはじめ、歴史や伝統・文化の中の個性を再評価し、再生・復活させること。

※6 **U I Jターン**

Uターン：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ることに。

Iターン：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

Jターン：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ることに。

※7 **C I (Corporate Identity Community Identity)**

企業経営において、企業実態と企業のイメージを統一することをコーポレート・アイデンティティ (C I) と呼びます。地域経営における「C I」を企業経営におけるコーポレート・アイデンティティと同じ概念で、コミュニティ (=地域) ・アイデンティティと呼びます。

※8 **N P O (Non-Profit Organization 民間非営利団体)**

営利を目的とせず、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全などさまざまな課題に住民が自主的、自発的にボランティア活動や社会貢献活動を行う団体。非営利とは、利益が出てても団体のなかで分配せず、次の活動のために使うという意味。(N P O法 平成10年3月成立)

※9 **パートナーシップ**

対等で協力的な関係、協働関係のことをいう。

※10 **行政評価制度**

行政が実施する事業や施策について、その実施状況や成果の評価を行い、必要性や有効性等を分析する制度。これにより、計画の進行管理や事務事業の見直しなどに活用できる。

※11 **ケーブルテレビ (Cable Television)**

電波ではなく、ケーブル (通信線) を利用してテレビ番組を送信するシステム、またはサービスのこと。近年では、テレビ放送だけでなく、インターネット接続や I P 電話などのサービスも行なわれるようになった。

※12 **メタボリックシンドローム**

メタボリックは「代謝」の意味で、代謝症候群ともよばれる複合生活習慣病。血糖値や血圧がやや高く、お腹が出てきた人をさす。

※13 **リハビリテーション**

「再び能力を回復する」「再び機能を身につける」といった意味もあるが、基本理念としてのリハビリテーションとは、生涯におけるすべての段階において全人間的復権を目指すもの。

※14 **ノーマライゼーション**

一般的には、高齢者や障害のある人など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

※15 **SOHO (Small Office Home Office)**

一般的には在宅でパソコンを使って仕事を行うスタイルのことで、ADSLや光ファイバなどブロードバンドの普及や大不況の影響で、少しずつ雇用形態が変化してきたことが、SOHOの始まりと言える。

※16 **サテライトオフィス**

市街地に置かれた本社を中心に衛星（サテライト）のように、周辺の住宅地に設けた小さな分散型のオフィスのことをいう。通勤時間が短縮でき、精神的にゆとりを持って仕事ができるなどの利点がある。

※17 **コミュニティビジネス**

地域住民が地域を活性化したり、地域の課題を解決するために有償で自ら取り組んでいる業者。

※18 **アンテナショップ**

製造・流通業者などにおいて、新製品などを試験的に販売する店で、消費者の反応を調査して商品開発に役立てる。地方自治体においては、都市部でその地域の名産品を売る店。

※19 **団塊の世代**

第二次世界大戦後の1947年から49年までの3年間に第一次ベビーブームで生まれた人たちのことをいう。

※20 **ニッチ産業**

隙間産業ともいう。ニーズがありながらいままでにそれに対する供給がなかった市場を狙った産業のこと。

※21 **エコミュージアム**

エコ (ecology) とミュージアム (museum) を結びつけた造語で、日本語では「生活・環境博物館」と意識されている。

※22 **アドプトプログラム**

河川敷等を一定区間に分け、区間ごとに団体・事業所・グループ・サークル・家族・個人などを募り、河川敷等と参加者が縁組 (Adopt) します。河川敷等のごみを取り除

くことにより、美しい河川を創るとともに環境学習に生かしたり、川に愛着を持ったりしてもらえよう取り組み。

※²³ **地上テレビ放送のデジタル化**

テレビの放送方式をアナログからデジタルに変えることにより、映像、音声の高品質化が可能となるほか、パソコン等との相互接続が容易となるとともに、電波の有効利用を図ることが可能となる。

※²⁴ **5 R運動**

5 Rとは、リデュース(reduce=減量)・リユース(reuse=再使用)・リサイクル(recycle=再利用・再資源化)・リフューズ(refuse=拒絶・辞退)・リペアー(repair=修理)のそれぞれの頭文字をとってまとめたもの。

※²⁵ **I S O 1 4 0 0 1**

事業活動の中で排出されるゴミや消費される紙、電気などを減らすためのマネジメントの仕組みを事業者自らがつくり、環境に与える負荷の軽減に向けて、それを適切に運用していると認められた場合に取得できる環境の国際規格。